

【通常利用の場合】

【ETCを利用の場合】

【自動車を登録しない場合】

ETCカードの申し込み、車載器の取り付け

市役所 障害福祉課障害福祉係（13番窓口）へ申請

手帳に「割引対象である旨」「登録する自動車番号」（自動車を登録しない場合は「自動車登録なし」と記載）「割引有効期限」の記載を受ける

ETC利用対象者証明書の交付を受ける

（財）道路サービス機構へ登録申し込み（所定の封筒で郵送する）

登録済結果通知を受ける

割引制度の利用開始

料金所で手帳を提示し支払い

ETCレーンをノンストップで通行

料金所で手帳を提示し支払い